

令和 7 年
4 月から

育児休業を取得中・取得予定のみなさまへ

令和 7 年 2 月
公立学校共済組合東京支部

育児休業手当金の延長給付の手続きが変わります。

制度改正の概要

令和 7 年 4 月から、育児休業手当金の支給期間延長に係る手続きの際は、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものである**ことを確認するために、保育所等の利用申込書の写し等が必要になります。

育児休業手当金は、**保育所等に入所できなかったため育児休業を延長した場合に、1 歳 6 か月 に達する日まで（再延長の場合は 2 歳に達する日まで）支給を受けることができますが、育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにも関わらず、区市町村に入所を申し込むことは制度趣旨に沿わない行為**です。

制度を適切に運用するため、令和 7 年 4 月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申込をしていることを共済組合で確認させていただきますので、必ず以下の書類を現行の添付書類に加えて追加で提出をしていただきますようお願いいたします。

令和 7 年 4 月以後の添付書類

令和 7 年 3 月以前の添付書類

現行の書類

- ① 保育所等入所に関する区市町村長の証明書（入所保留通知書等）※ 1
- ② 育児休業手当金延長給付に係る誓約書
- ③ 母子健康手帳の写し※ 2
- ④ 育児休業承認期間が確認できる書類の写し※ 2

令和 7 年 4 月以後の添付書類

現行の書類

- ① 保育所等入所に関する区市町村長の証明書（入所保留通知書等）※ 1
- ② 育児休業手当金延長給付に係る確認書
- ③ 母子健康手帳の写し※ 2
- ④ 育児休業承認期間が確認できる書類の写し※ 2



- ⑤ **育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書**
⑥ **区市町村に提出した保育所等の利用申込書の写し**

- ・申込書の写しは、区市町村に申し込んだものと同じものであれば、区市町村の受付印は不要です。
- ・申込書の写しは、全てのページを提出してください。また、区市町村に入所申込みを行ったときに入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。

※ 1 子が 1 歳に達する日の翌日の属する月のもの

※ 2 必要な場合のみ提出



公立学校共済組合

短期給付キャラクター「タンキちゃん」

提出書類が大きく変わるんだね。
保育所の申込書の写しを忘れず
にとるようにしよう。

**（提出する際にマイナンバーは
黒塗りにして見えないようにして
ね！）**

「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているもの」とは？（見直し後の要件）

- 「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているもの」とは以下の（１）から（３）までのいずれの要件も満たすものです。
- （１）区市町村に対して、育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日までに保育利用の申込を行っていること。
 - （２）速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たすものであること
 - ① 保育所等の利用開始希望日を育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日以前の日としていること。
 - ② 区市町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示※ 1 を行っていないこと
 - ③ 利用希望の保育所等が、合理的な理由※ 2 なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていないこと。
 - （３）育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。
（当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除く）
- ※ 1 入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当します。選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しません。

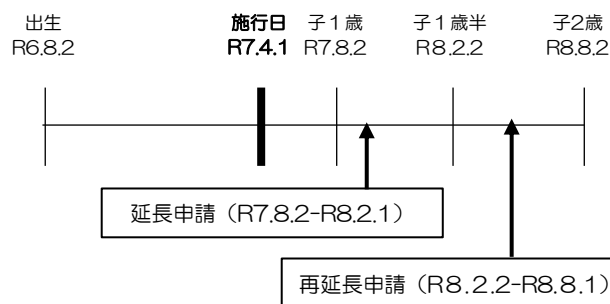
※2 合理的な理由は以下のとおりです。

- a 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・ 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・ 勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が30 分未満の場所にある場合
- b 自宅から30 分未満で通所できる保育所等が無い場合
- c 自宅から30 分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
- d 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30 分未満で通所できる保育所等が無い場合
- e 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
- f 自宅から30 分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

要件の見直しの対象となる組合員（具体例）

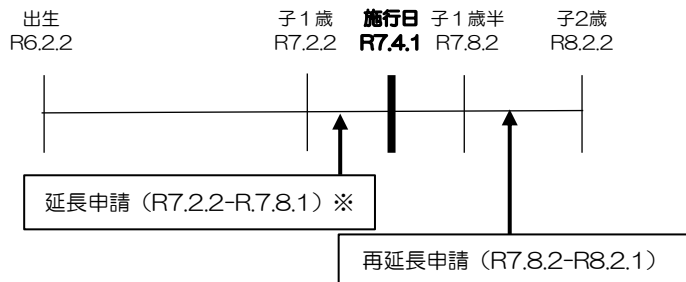
令和7年4月1日以後に、子が1歳（または1歳6か月）に到達して（パパ・ママ育休プラス制度の適用を受けている場合はその終期を迎えて）おりかつ延長給付の請求書の提出を行う組合員が対象です。

（1）令和6年8月2日生まれの子の場合



	要件見直しの対象か否か
延長申請 再延長申請	対象→保育所の申込書の写し等が必要

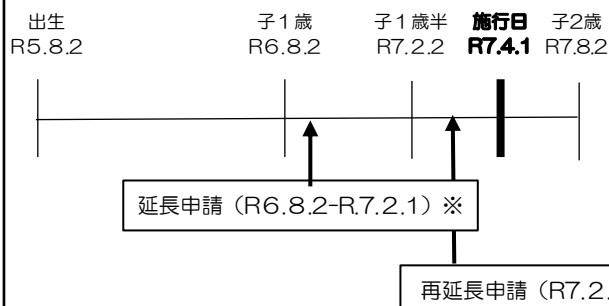
（2）令和6年2月2日生まれの子の場合



	要件見直しの対象か否か
延長申請	対象外→保育所の申込書の写し等は不要
再延長申請	対象→保育所の申込書の写し等が必要

※ 延長申請を令和7年4月1日以後に提出したとしても、子が1歳の誕生日が施行日前のため、延長申請は要件見直しの対象外

【参考】令和5年8月2日生まれの子の場合（今回の見直しの対象外）



	要件見直しの対象か否か
延長申請 再延長申請	対象外→保育所の申込書の写し等は不要

※ 延長申請・再延長申請を令和7年4月1日以後に提出したとしても、子が1歳の誕生日及び1歳6か月の誕生日が施行日前のため、延長申請及び再延長申請ともに要件見直しの対象外

< 問い合わせ先 >

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課短期給付担当 電話:03-5320-6827